

勤務環境改善体制整備補助金

次の①～③を満たす対象医療機関に対し、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取り組みの実施に要する経費を補助します。

- ① 対象医療機関であること
- ② 裏面の要件を満たすこと
- ③ 上記を書面等により確認できること



まずは裏面で
対象医療機関かどうか
☒ チェックしてください

補助上限額



病床数 × 133,000円

例：300床の病院の場合、
約3,900万円が補助上限額

補助率



2/3

補助対象経費のこれまでの活用事例



人材確保に関する経費

- ・タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
- ・複数主治医制の導入経費
 - ✓ 日直・当直明けの勤務医新規雇用
 - ✓ 勤務医の新規雇用
 - ✓ 夜勤勤務医の新規雇用
- ・医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費 等



ICT機器、設備費等

- ・患者説明用のタブレット端末、AI問診システム等の初期購入費
 - ・画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用
 - ・WEB会議システムの構築費
 - ・医師当直室及び休憩室の改修整備
- ※ 時短に資するものであれば医療機器も可 等



勤怠管理関係機器

- ・勤怠管理システム（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携等に係る経費
- ・勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
- ・勤怠管理システムと電子カルテとの連携費 等



委託費、その他

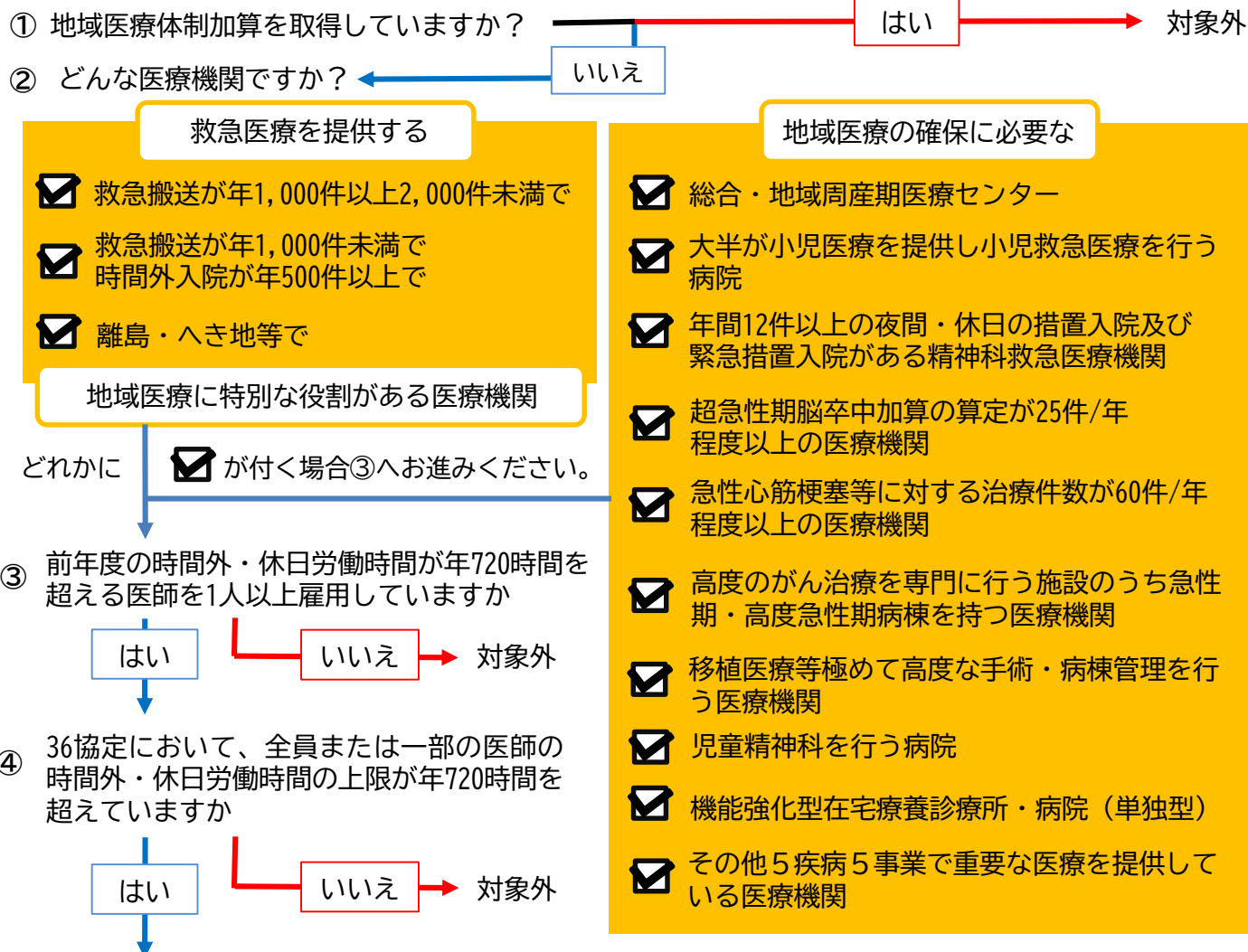
- ・職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
- ・タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費 等



補助を希望する医療機関は
補助要綱([リンク](#))と**実施要領**([リンク](#))を
必ず確認してください。

県HPはこちら→





補助対象である可能性が高いため、下記の要件を確認し、補助を希望する場合は**交付要綱・実施要領をよく読んで**必要書類を提出してください。

補助金を受け取るためには、次の要件を全て満たす必要があります。

- 要件 1** 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握をその改善の必要性等について提言するための**責任者を配置**すること。
- 要件 2** 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための**委員会又は会議を設置**すること。
- 要件 3** 「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき「**医師労働時間短縮計画**」を作成すること。
特定労務管理対象機関においてはG-MISに医師労働時間短縮計画を登録すること。
- 要件 4** 前述の委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際など必要に応じて開催していること。
- 要件 5** 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する**取組事項を医療機関内に掲示**するなどの方法で公開すること。